

ただし、現在の職員体制では限界があるのも事実です。図 3-5-9、図 3-5-10 は、教育行政に望むものについて訊ねた結果ですが（あてはまるものすべてに○）、「虐待対応について相談できる専門機関の整備」に次いで、「スクールカウンセラー等専門家の配置」が望まれていることがわかります。少なくとも今は、校内で虐待が発生している状況についての確に理解し、必要な手立てを考えるために、今以上の資源投資が求められているといえるでしょう。

ちなみに、大阪府や香川県では、社会福祉士取得を有した者をスクールソーシャルワーカーという専門職として配置するという試みを始めており、機動力あるケース対応で力を発揮しているようです。

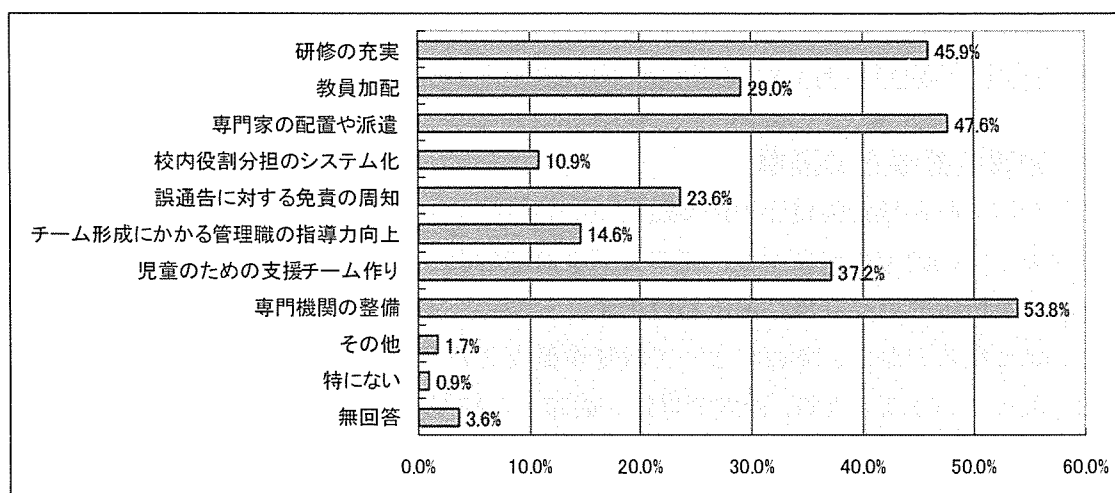


図 3-5-9 教育行政への要望（小学校）

出典：前掲報告書

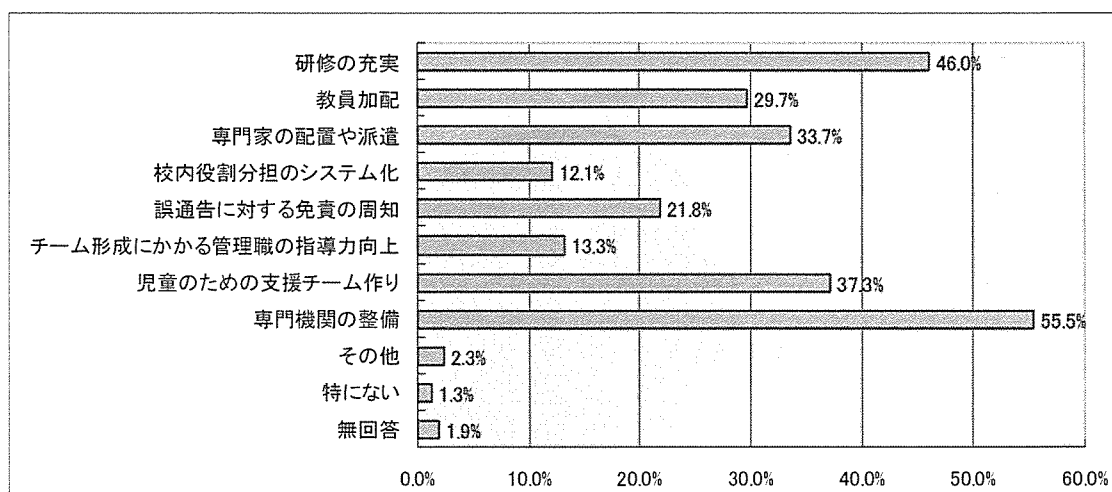


図 3-5-10 教育行政への要望（中学校）

出典：前掲報告書

大阪府におけるスクールソーシャルワーク制度の導入

学校では、いじめ・校内暴力・学級崩壊など、子どもが抱える課題が多様化・複雑化している。また、不登校の増加・少年非行の低年齢化も合わせ深刻な状況にある。

こうした背景には、家庭の要因が影響しており、加えて、社会的背景、家族一人ひとりが抱える個別の問題が複雑に絡み合っている。そのため、課題の解決に向けては、学校が関係機関の連携し解決を図らねばならない事例も増加している。

(…中略…)

そうした状況を受け、平成 17 年度、スクールソーシャルワーカー(以下、SSW と略す)を府内7小学校に配置した。スクールカウンセラーが主に個人の内面に焦点を当てるのに対して、SSW は、生活の視点で子どもに関わるすべての背景や状況を視野に入れて判断し、必要に応じて関係機関と調整・連携を進めながら、子どもを取り巻く環境の改善を図る。また、家庭訪問や関係機関との連絡等に教員と協力体制をとって動く。

このように、SSW が関係者の役割を明確にしながらチームで支援する体制をコーディネートすることで、学校だけでは対応が困難な事例等への福祉的アプローチからの対応が進むだけでなく、小学校全体の開かれた生徒指導体制の推進や、教員の福祉的な手法のスキルアップが可能になるのである。

(出典)大阪府教育委員会児童生徒支援課「SSW 配置小学校における活動と地区での活用ガイド」、p.10.

(3) 教育委員会との連携

各学校は市町村教育委員会の指導監督下におかれています。つまり、教育委員会は、虐待を含め、学校内で何が発生し、どのような対応をとっているかについて把握をし、必要な助言等を行っていく立場にあるわけです。

このようなことから、学校にとって教育委員会というのはとても大きな影響力を持った機関となっています。実際、校内で対応を協議した結果、「教育委員会に相談をした」という回答が約 30%を占めたということも、今回の調査で明らかになっています。また、虐待又は虐待が疑われる事例の通告に先立って、教育委員会と協議をしている場合が少なからずあることも、事例調査から明らかにされていますし(図 3-5-11、図 3-5-12)、さらには、30%以上の事例で、実際の対応上、教育委員会と連携しているという結果もあります(図 3-5-13、図 3-5-14)。

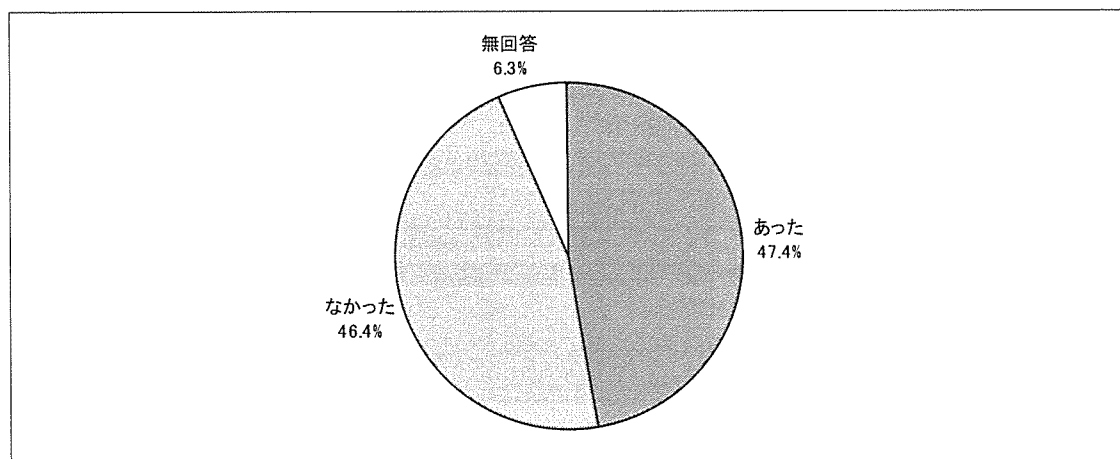


図 3-5-11 通告に先立つ教育委員会との協議 (小学校)

出典：前掲報告書

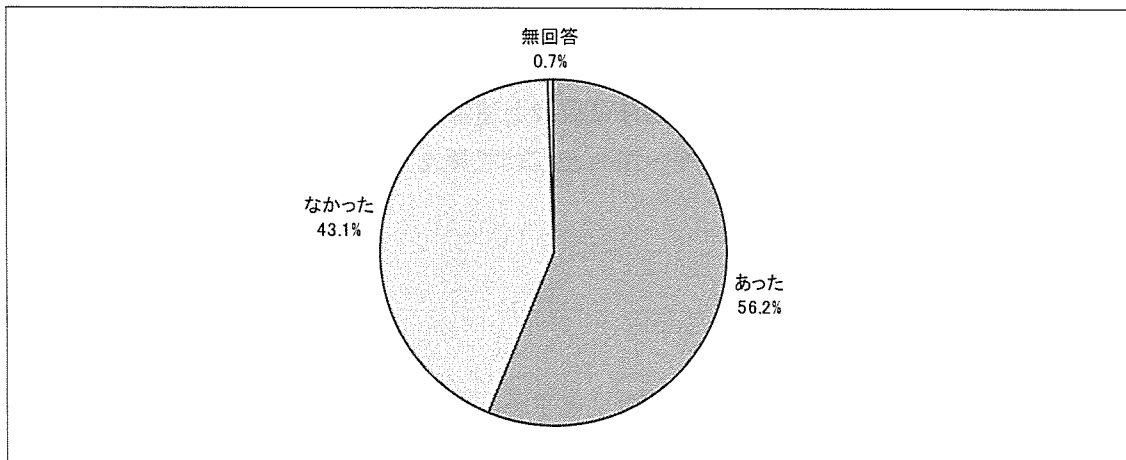


図 3-5-12 通告に先立つ教育委員会との協議（中学校）

出典：前掲報告書

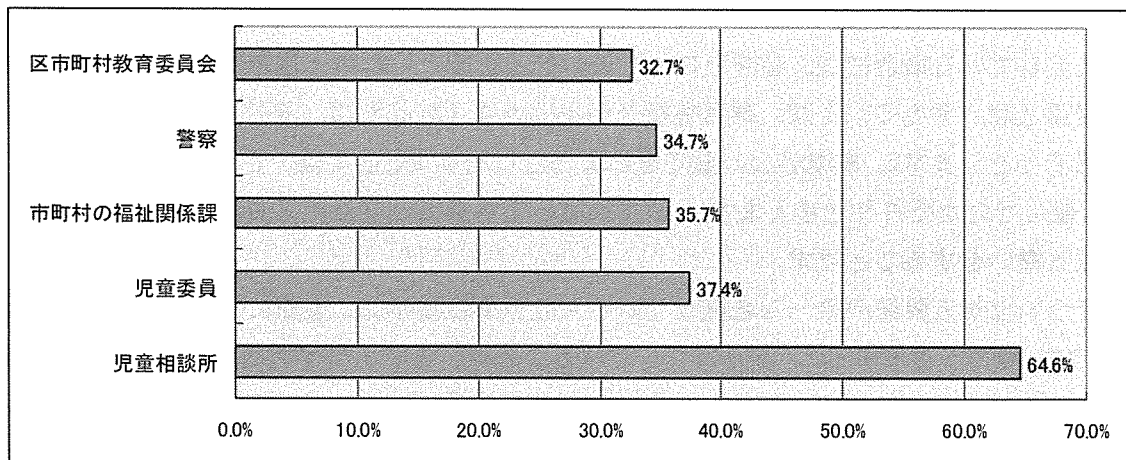


図 3-5-13 連携した機関（小学校；30%以上の事例で連携した機関のみ掲載）

出典：前掲報告書

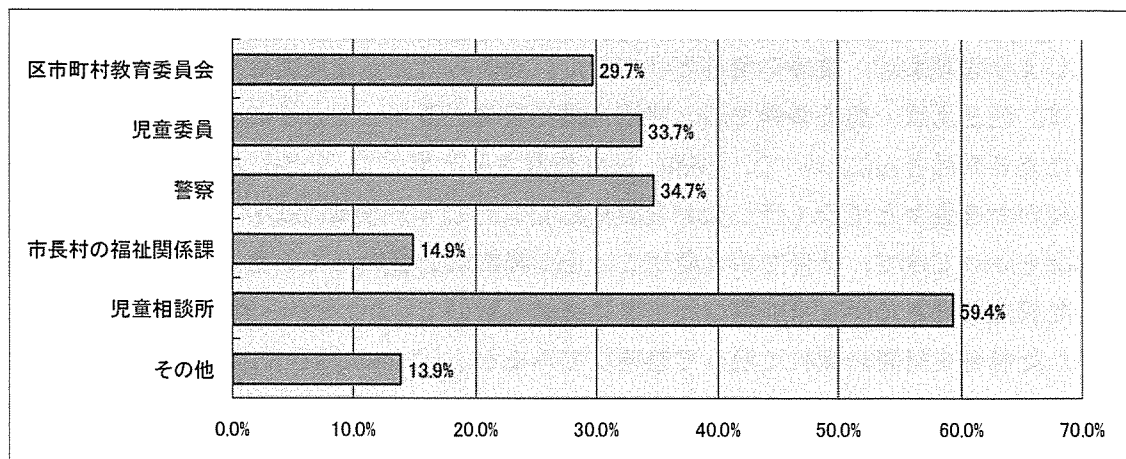


図 3-5-14 連携した機関（中学校；10%以上の事例で連携した機関のみ掲載）

出典：前掲報告書

虐待対応の基本のひとつは、「抱え込まない」ということです。自分の所属する学校だけで対応しようとするのではなく、教育委員会と連携し、必要なら市町村のほかの部署との連携を深めていくという対応を外へ外へと広げて考えていくことは、とても大切なことです。

(4) 関係機関との連携

① なぜ連携なのか

何度も繰り返してお伝えすることになりますが、虐待への対応は、決して個人や単一機関で抱え込めるものではありません。

虐待をする人は、それが習慣化してしまっており、やめたくてもやめられないという状況に陥っています（嗜癖といいます。よく知られた嗜癖として、アルコール依存や薬物依存があげられます）。とくに、やめたくてもやめられないという状況がかなり深刻な影響をもたらしている場合には、必ずといっていいほど否認といわれる現象が伴います。

否認とは、平たくいえば、事実を隠そうとしたり（たとえば、子どもを叩いていることを隠そうとします）、事実がない振りをしようとして（たとえば、子どもに痣ができたのは、転んだためだろうと考えます）、いずれにしても事実と自分が直面しなくてもよいような振る舞いをするということです。

そういう対人関係パターンを持っている人にかかわるのは、実際には、とても難しいことです。嘘をつきますし、「自分のやっていることがいかに正当であるか」ということを訴えてくることもあります。だからこそ、あなたから見て隠されている情報、見えていない情報、聞いている話と矛盾している情報はないかと気をつけていなければならないのです。

図 3-5-15 は、否認している虐待者にかかわっている人が情報共有すると、今まで見えなかった情報が見えてくるということを図式的に示したものですが、これと同じようなことが関係機関との会議の場では起こってくると考えてよいでしょう。

同じような効果は、虐待の発見だけでなく、効果的な対応を見出していく上でも役に立ちます。たとえば、ある事例では、地域の関係機関が集まったときに、前から話題になっていたあるお母さんについて、「昼間、民生委員さんと会って、いかに自分の子どもがわがままなのかを長々とイライラしながら話をしていた」、「夕方頃には小学校の先生のところに電話をかけてきて、子育てが大変なことを1時間ほど愚痴っていた」、「その夜、心配になった民生委員さんが家庭訪問したときには落ち着いていた」という情報が集まりました。こうした情報を時間の流れに沿って整理してみると、「このお母さんは話をする中で、自分のイライラする気持ちを落ち着かせていったのだろう」ということが見えてきますし、「自分から話をする力を持っている人だ」「話をとにかく聞いていくことがこのお母さんには大事なのだろう」という援助方針にもつながっていきます。

虐待は、このように、家庭や地域という舞台でも見られ、また対応されていることがあ

りますので、基本的には地域の関係機関と連携することが欠かせないのです。

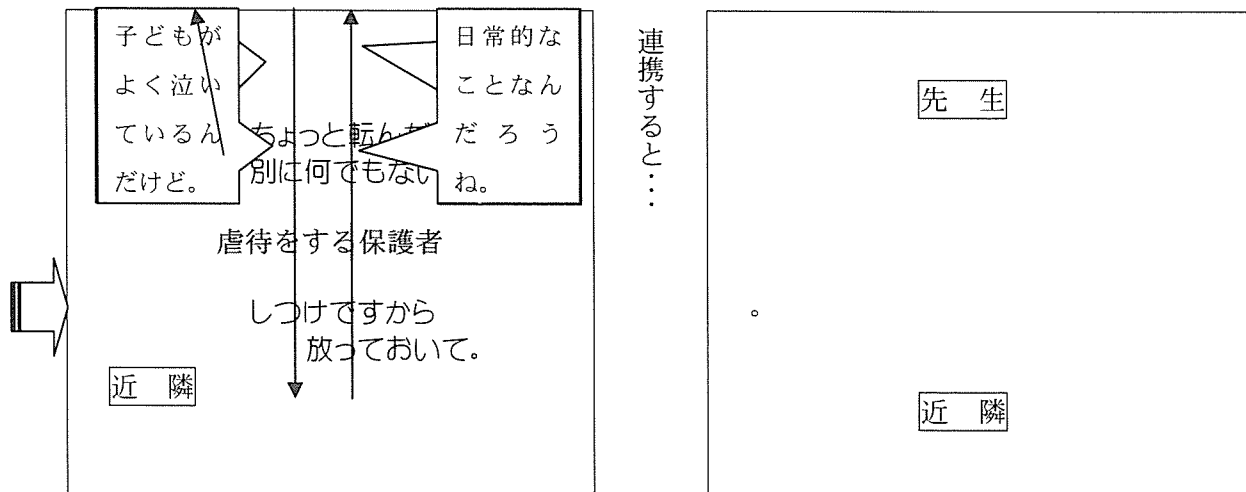


図 3-5-15

② 通告先との連携

学校がかなり早い段階で連携しようとする関係機関は、通告先となっている児童相談所や市村の児童福祉担当課でしょう。図 3-5-16、図 3-5-17 は、今回行った事例調査の結果の一部ですが、80%に近い事例で通告がなされていることがわかります。そして、図 3-5-18、図 3-5-19 に示したとおり、通告をしたという回答のほぼすべてで、通告先との連携を行っています。さらに、その連携というのは、単に「連絡をした」ということではなく、継続的なかかわりを持つものであること（図 3-5-20、図 3-5-21）、そして連携したという回答の 90%近くが「(連携は) うまくいった」と回答していることも、今回の事例調査からわかりました（図 3-5-22、図 3-5-23）。学校にとって、児童相談所や市町村の児童福祉担当課は、虐待対応のパートナーとして大きな役割を果たすものとなっているわけです。

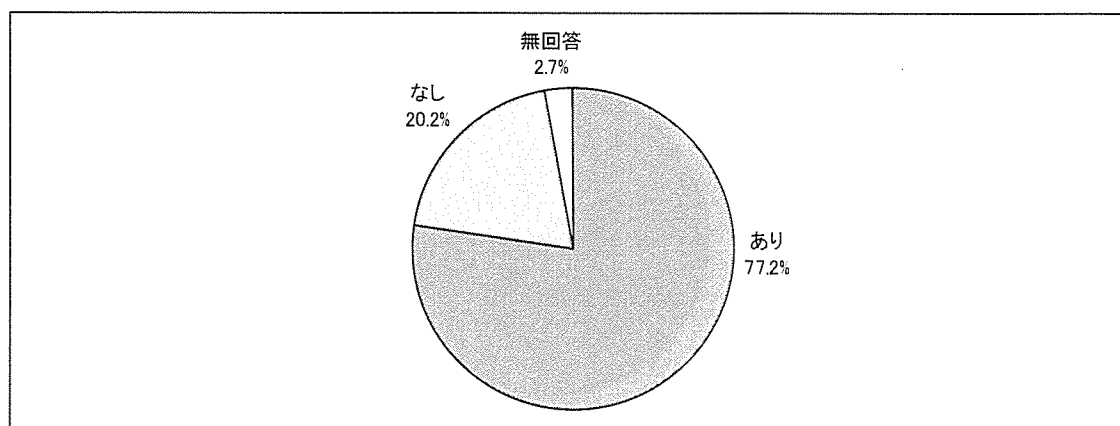


図 3-5-16 通告・連絡・相談の有無（小学校）

出典：前掲報告書

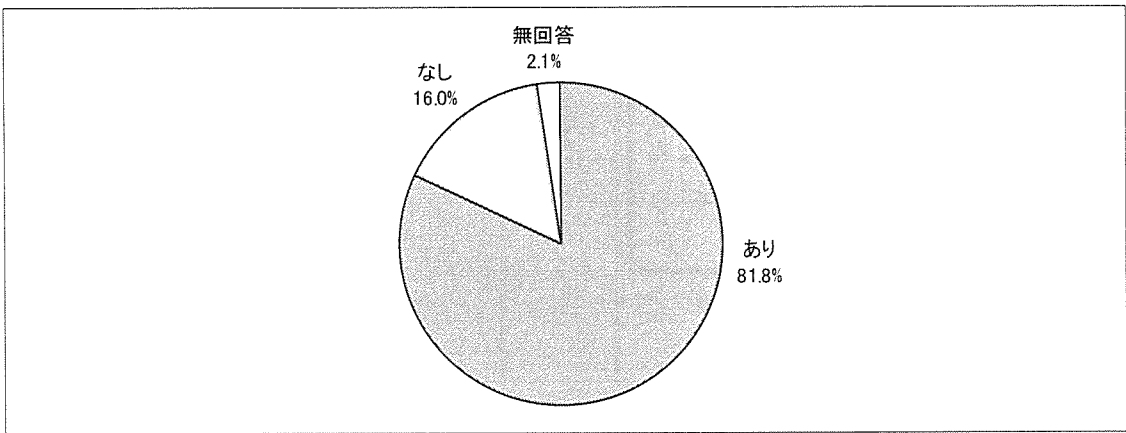


図 3-5-17 通告・連絡・相談の有無（中学校）

出典：前掲報告書

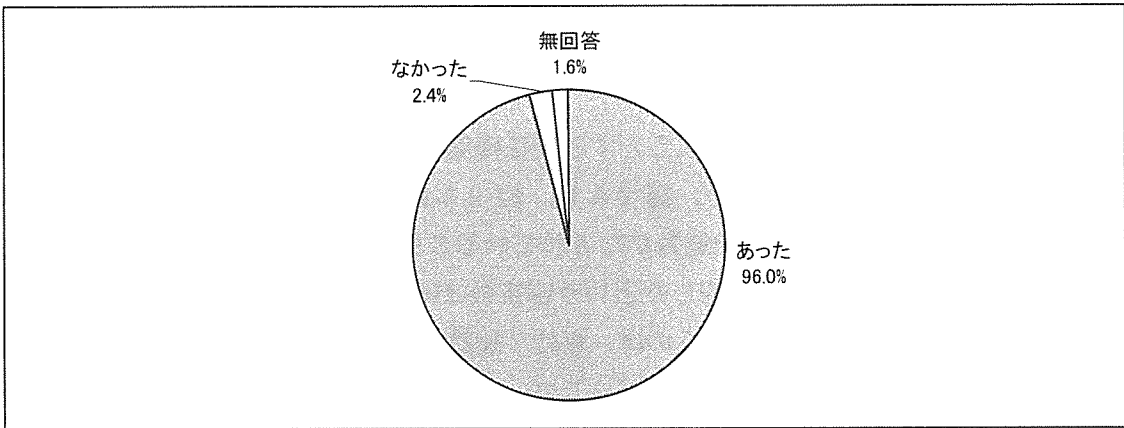


図 3-5-18 通告・連絡・相談先との連携（小学校）

出典：前掲報告書

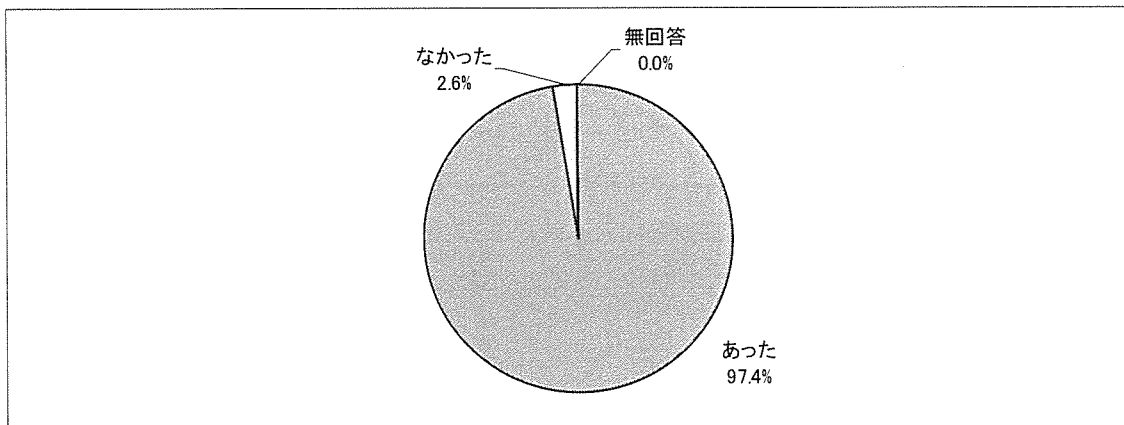


図 3-5-19 通告・連絡・相談先との連携（中学校）

出典：前掲報告書

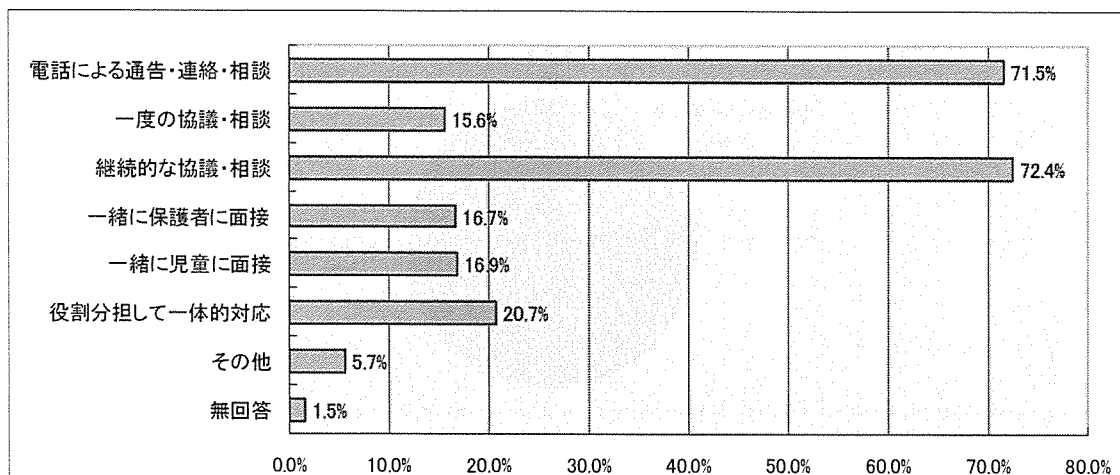


図 3-5-20 通告先との連携の内容（小学校）

出典：前掲報告書

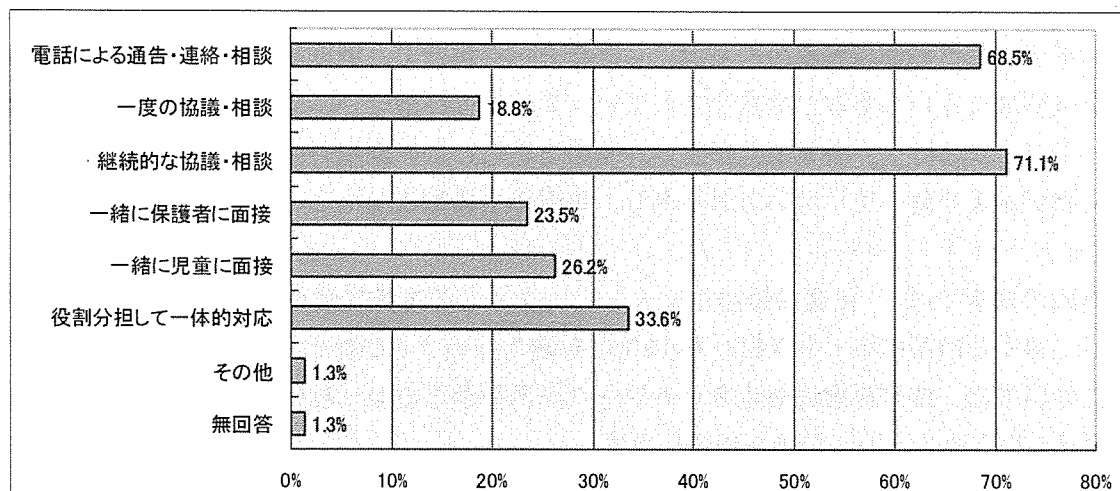


図 3-5-21 通告先との連携の内容（中学校）

出典：前掲報告書

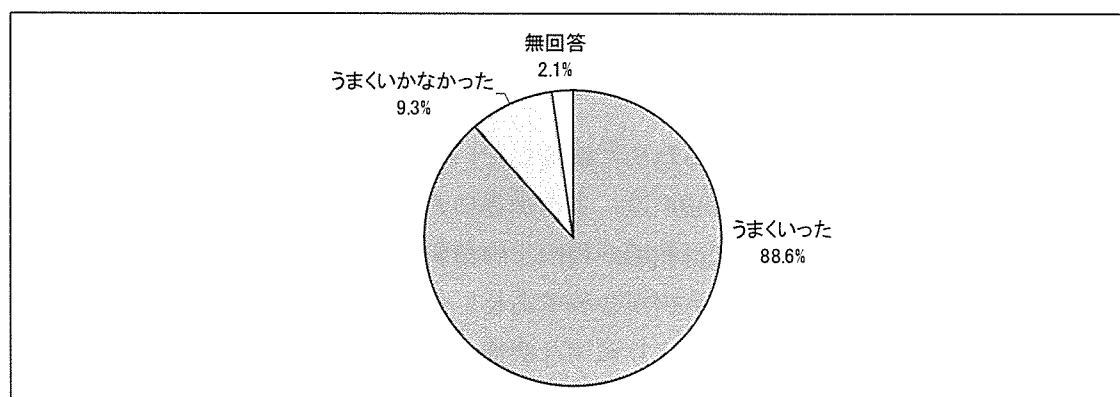


図 3-5-22 通告先との連携状況（小学校）

出典：前掲報告書

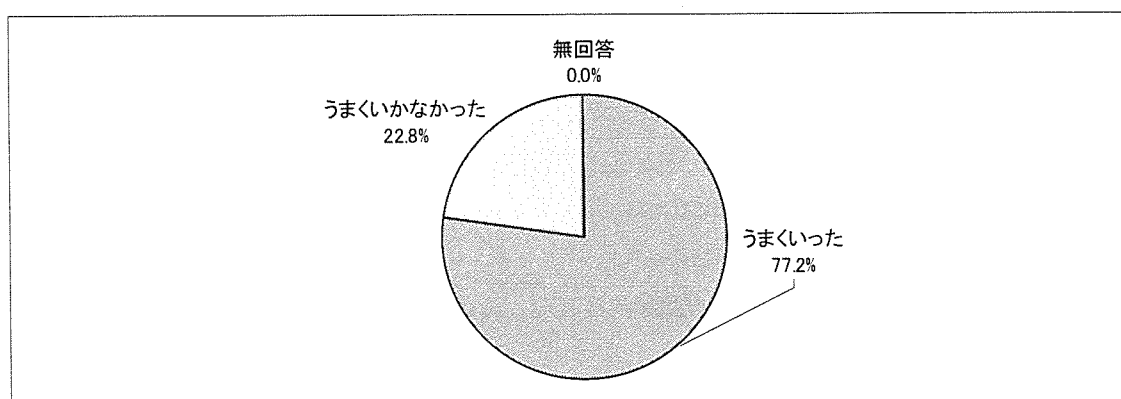


図 3-5-23 通告先との連携状況（中学校）

出典：前掲報告書

③ 関係機関との連携

地域の機関との連携を確かなものにしようという趣旨で、児童福祉法には要保護児童対策地域協議会というものが法定化されています。この詳細については第2部の「虐待防止ネットワークとは？」をご覧ください。今のところ、この協議会については、法制化されて時間があまり経っていないこともあり、設置率や活動状況について地域差が大きいようです。

今回の調査では、「児童虐待防止ネットワーク」との連携状況も尋ねたのですが、この項目に対する回答は小・中学校とも10%にも満たないことがわかりました。また、意識調査においては、市町村虐待防止ネットワークがあるかどうか「わからない」という回答が7割近くを占めるという結果も出ています。

つまり、学校は、虐待に対する上で、連携はとっているものの、まだ組織的に地域の関係機関と連携を持つことはできていない状態にある、あるいは、そもそも組織的に連携を持つための仕組みがあるかどうかともわからない状態と思われます。

もちろん、これは学校単独の問題というよりも、地域の取り組み状況全体の問題です。今後は、協議会の設置率上昇と運営の円滑化が進められ、より活用が図られるものと期待したいところです。

この地域とのつながりを維持するために機能しているのが、学校の場合は、校長又は教頭になります。図 3-5-24、図 3-5-25 は、事例調査において、誰が通告先と主に調整したのかを示したのですが、校長又は教頭が校内での情報を集約している傾向が見て取れます。虐待防止のために、連携そのものが必要であることは、かなりの割合で周知されていますので（図 3-5-26、図 3-5-27）、より適切な連携を組織的に持つていくために、校長のコーディネート力が大きく問われることになりそうです。

なお、図 3-5-28 は、学校が虐待のサインに気づいた後の対応の流れを図式的に示したものですので、参考にしてください。

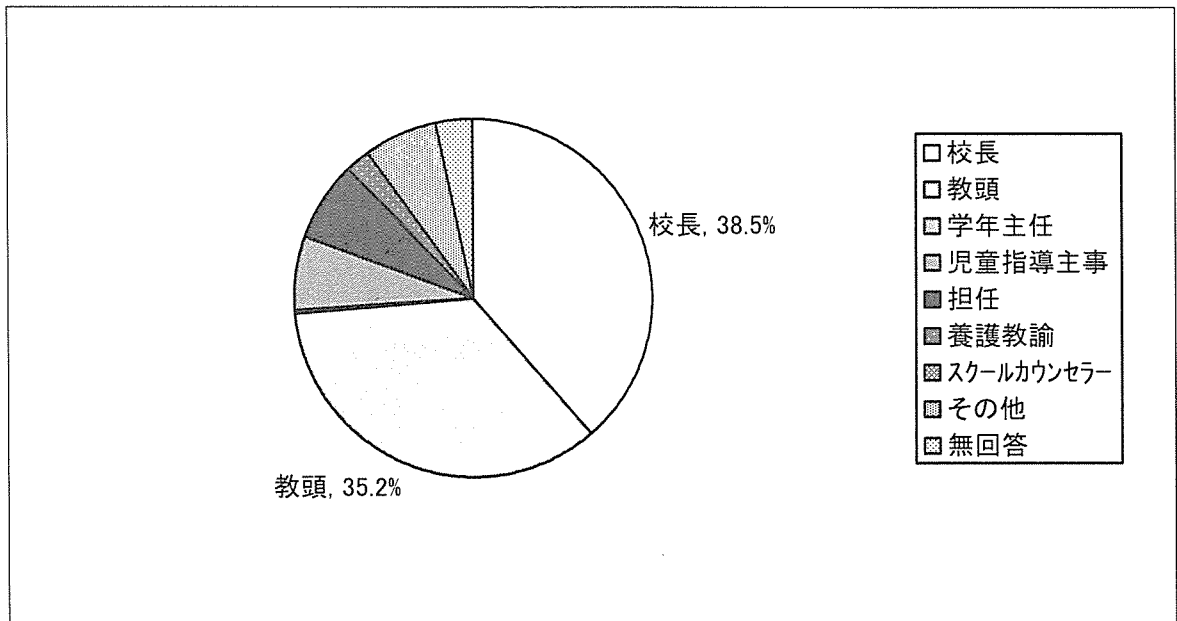


図 3-5-24 通告先と主に調整をした人（小学校）

出典：前掲報告書

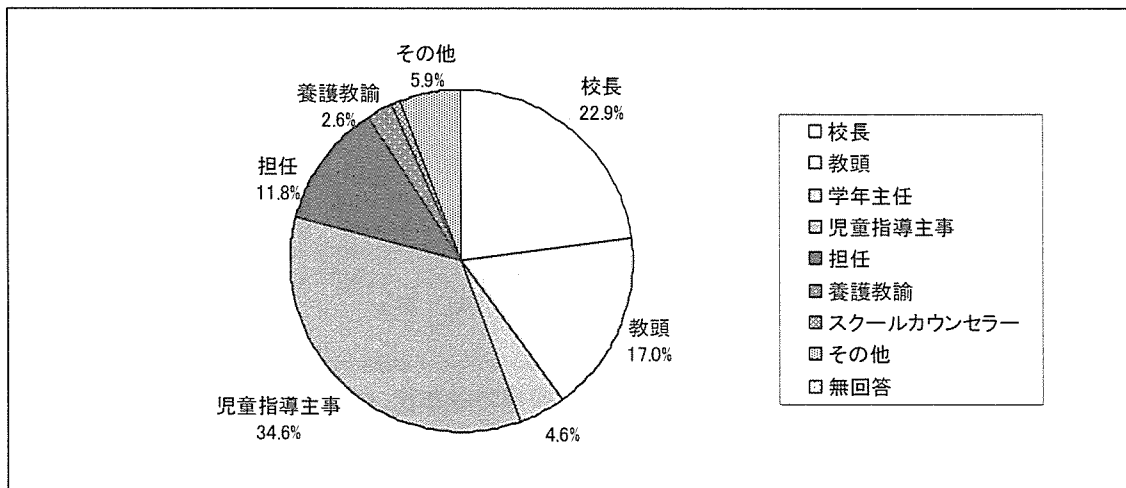


図 3-5-25 通告先と主に調整をした人（中学校）

出典：前掲報告書

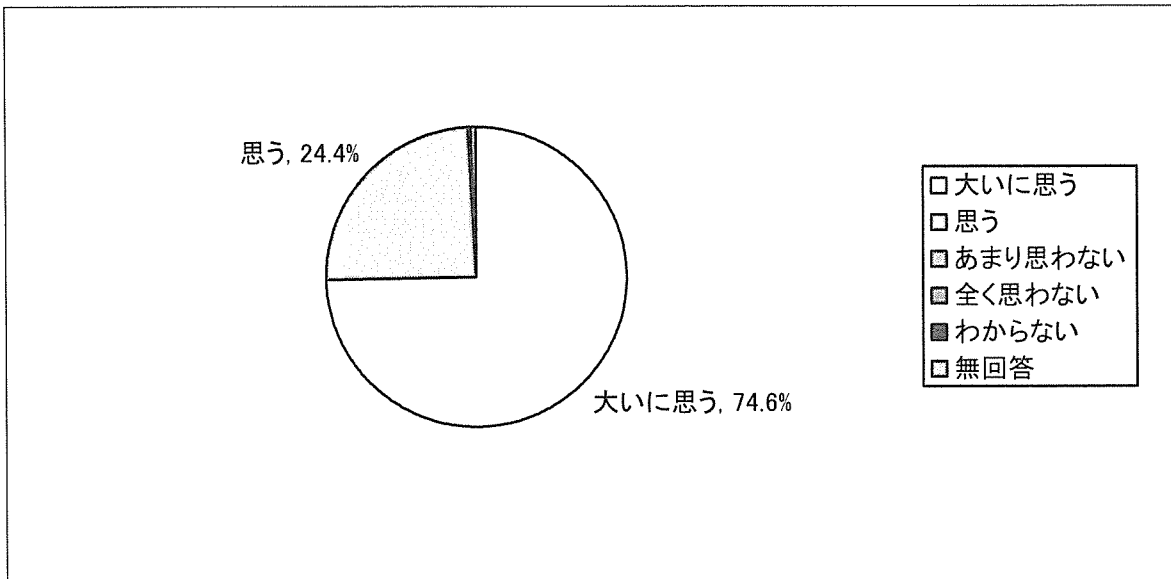


図 3-5-26 関係機関との連携の必要性（小学校）

出典：前掲報告書

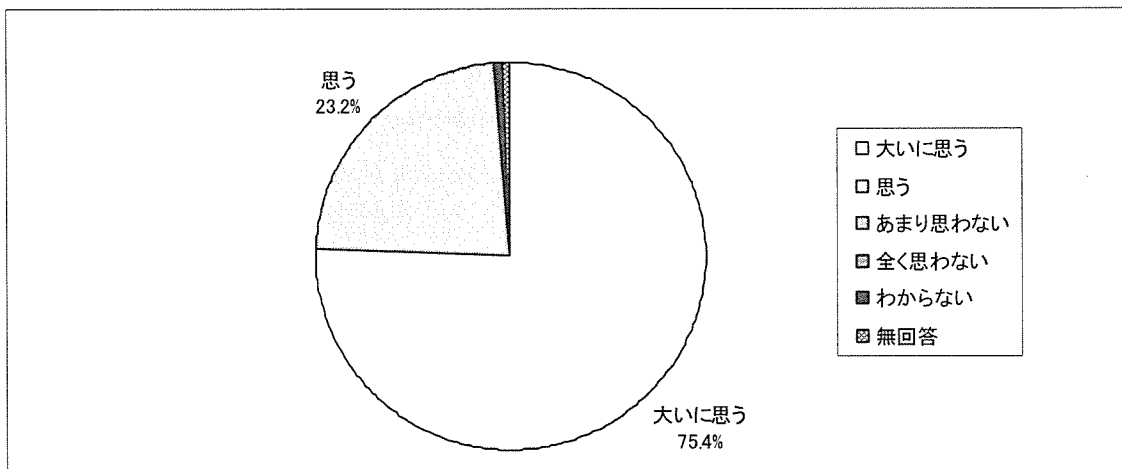


図 3-5-27 関係機関との連携の必要性（中学校）

出典：前掲報告書

1. 虐待のサインへの気付き。
2. 校長先生又は教頭先生に相談します。
3. 校長先生又は教頭先生が校内チームを編成します。
4. 校内チームで状況の確認（アセスメント）をします。
5. 校長先生又は教頭先生が通告をします。
6. 要保護児童対策地域協議会のケース会議に参加します。

7. 校長先生又は教頭先生が、校内での進行管理を行います。

図 3-5-28 学校における虐待対応フローチャート

(5) 研修

虐待というものは、学校にとってはどちらかといえば未知のものであり、専門機関からの助言や教職員の研修が強く求められている領域です。しかし、特に差し迫った虐待事例を現在進行形で抱えていなければ、虐待について改めて研修を受けようという意識が働きにくいものです。

図 3-5-29、図 3-5-30 で示した今回の調査結果を見ると、虐待についての学習機会でも普及しているものは、多くの人の目に触れられるように作成されているパンフレットであることがわかります。ただし、その割合は、40%にも満たないものでした。何よりも、まだ「学んだことがない」という回答が20%近くを占めている現状やそして研修会への参加が限られたものであるということがまずは問題にされなければならないでしょう。

とくに、組織的学習の機会に恵まれていないのは、学年主任と学級担任になります。図 3-5-31、図 3-5-32 は、学習機会のいくつかについて、職種ごとに集計を行った結果です。管理職や養護教諭などの特別な業務が割り当てられている職種の場合は、研修機会が確保され、また情報も直接入りやすくなっているのだらうと思われまます。一方、学年主任や学級担任は、研修機会がはっきりと少なくなっています。

虐待問題への関心は、すでに学校全体で高まっていると考えられますが(図 3-5-33、図 3-5-34)、ケースの進行管理を担う管理職の研修はもとより、一般の教職員に対しても、事例検討などを通して、基本的な考え方や対応方法を理解する必要があるといえるでしょう。平成 18 年度には、文部科学省の研究班が虐待に関する研修モジュールを開発するなど、国レベルでも研修強化が進められるようになっていまます。

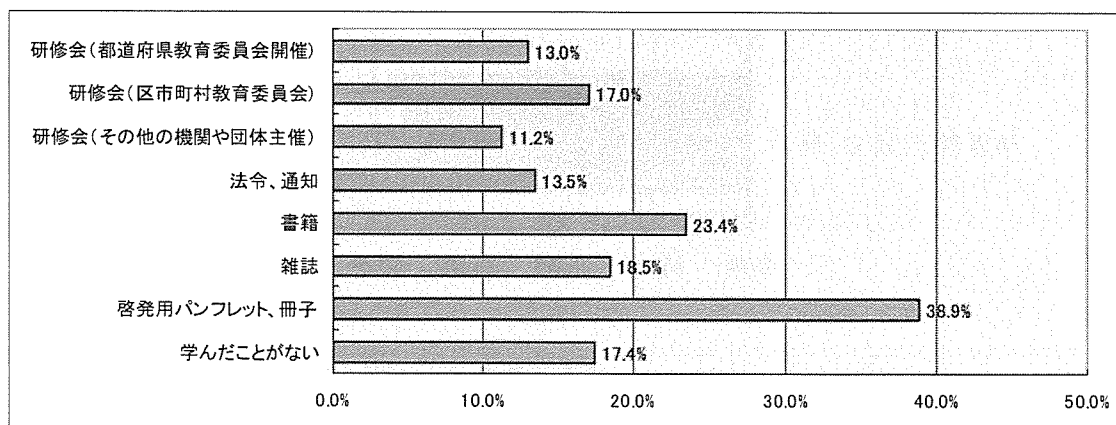


図 3-5-29 虐待について学ぶ機会 (小学校；10%以上の割合を占めた項目のみ掲載)

出典：前掲報告書

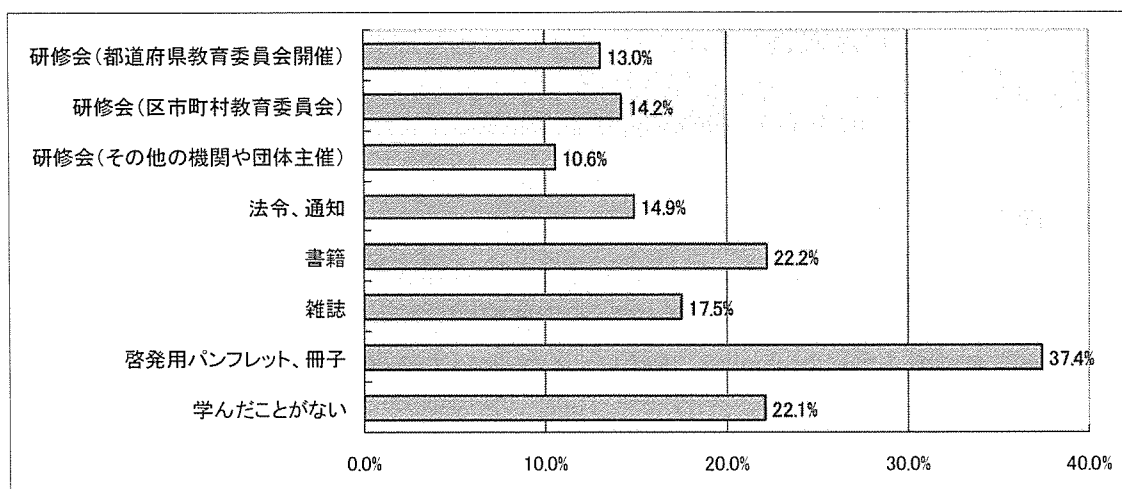


図 3-5-30 虐待について学ぶ機会（中学校；10%以上の割合を占めた項目のみ掲載）

出典：前掲報告書

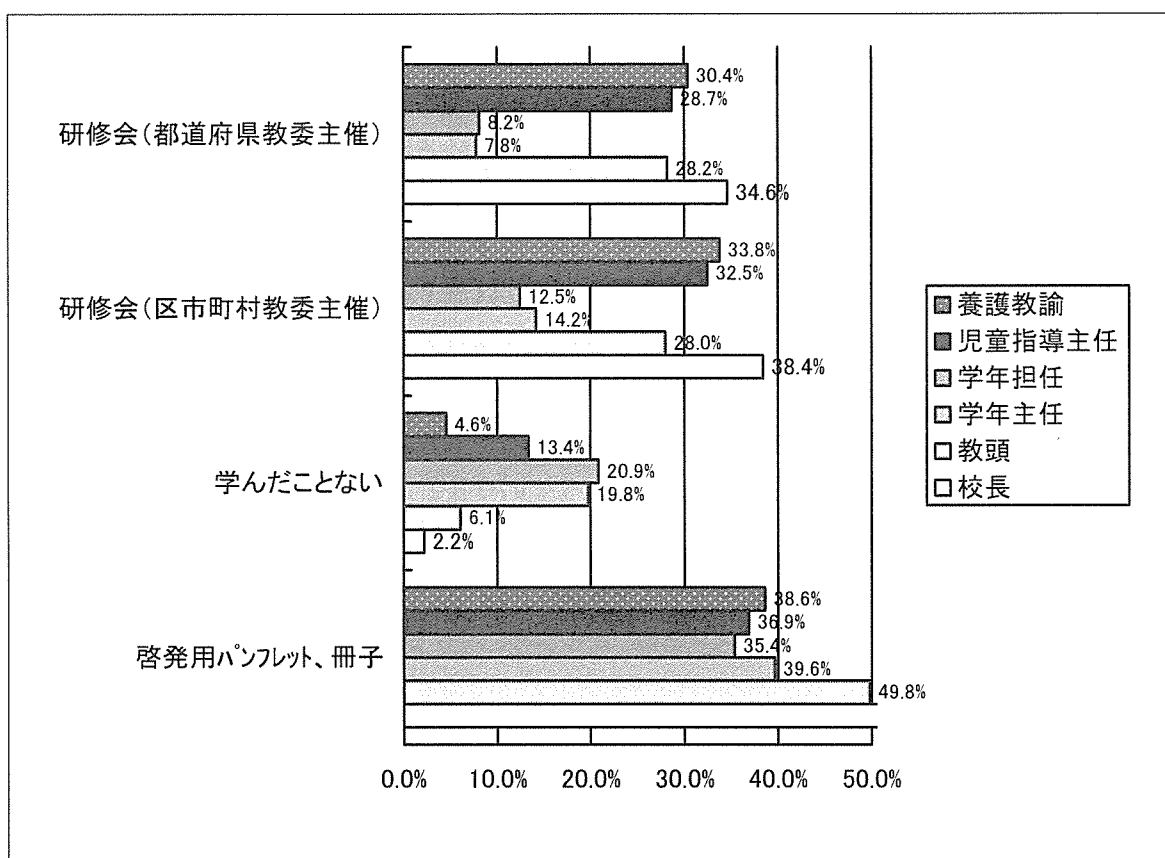


図 3-5-31 虐待について学ぶ機会（小学校；職種別）

出典：前掲報告書

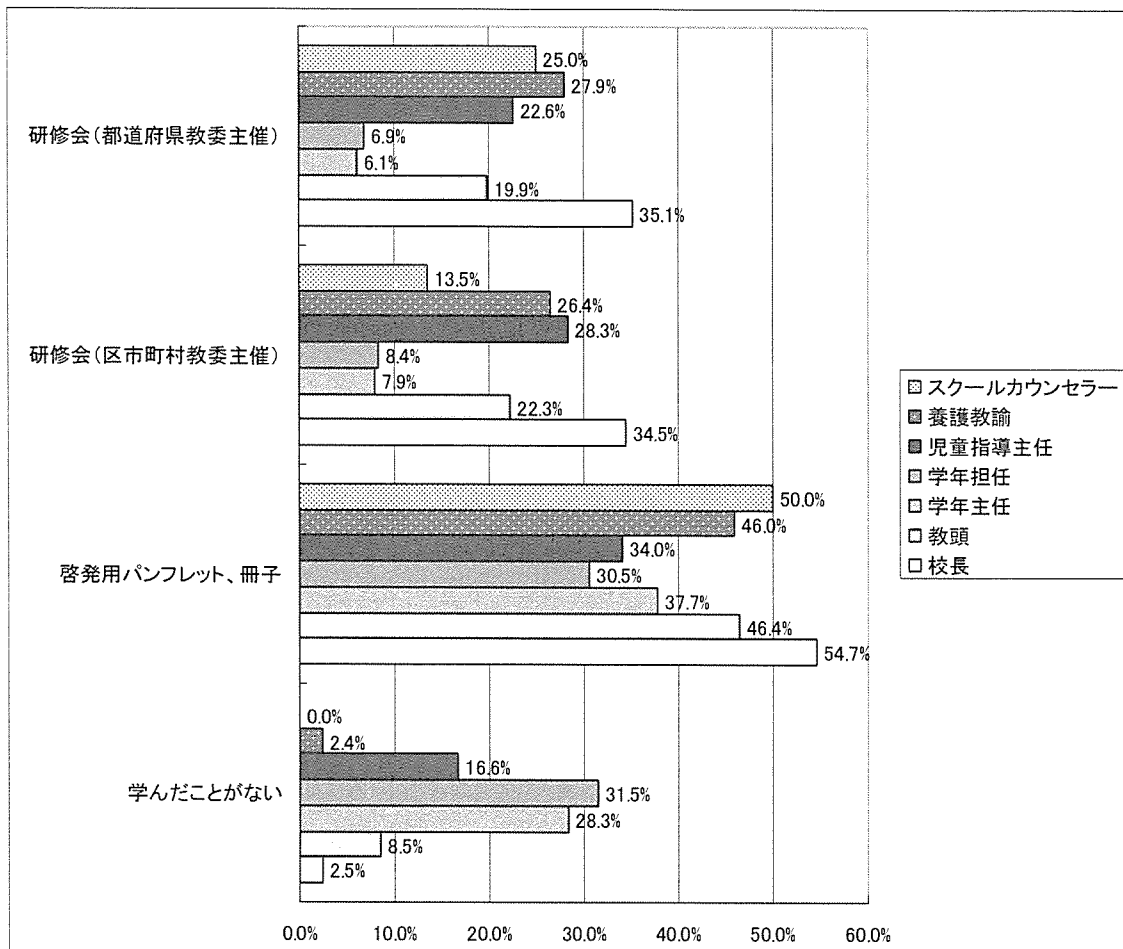


図 3-5-32 虐待について学ぶ機会（中学校；職種別）

出典：前掲報告書

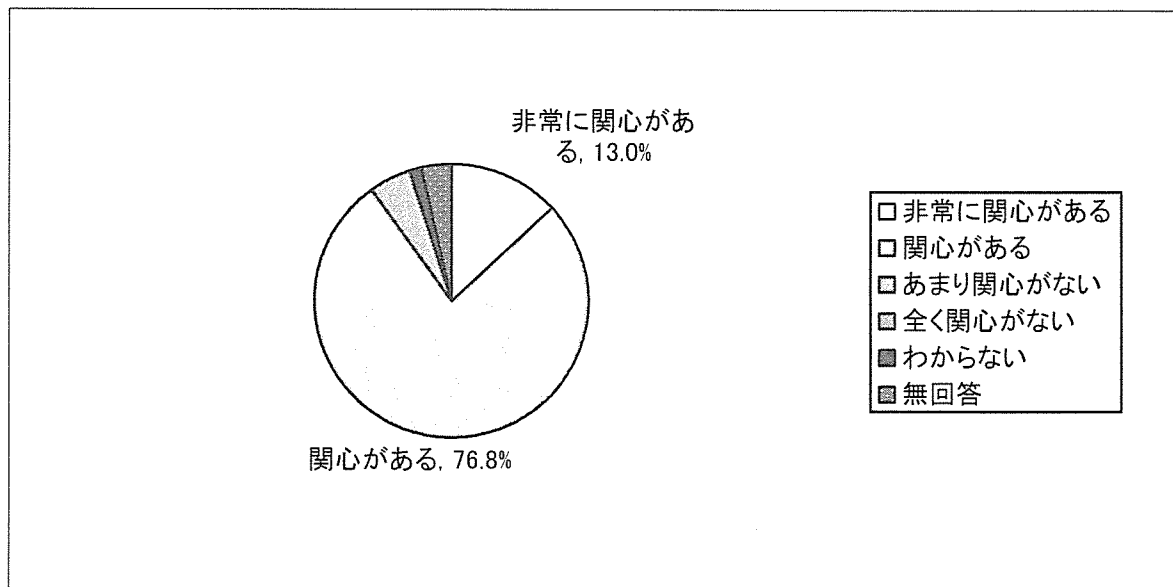


図 3-5-33 虐待問題への関心（小学校）

出典：前掲報告書

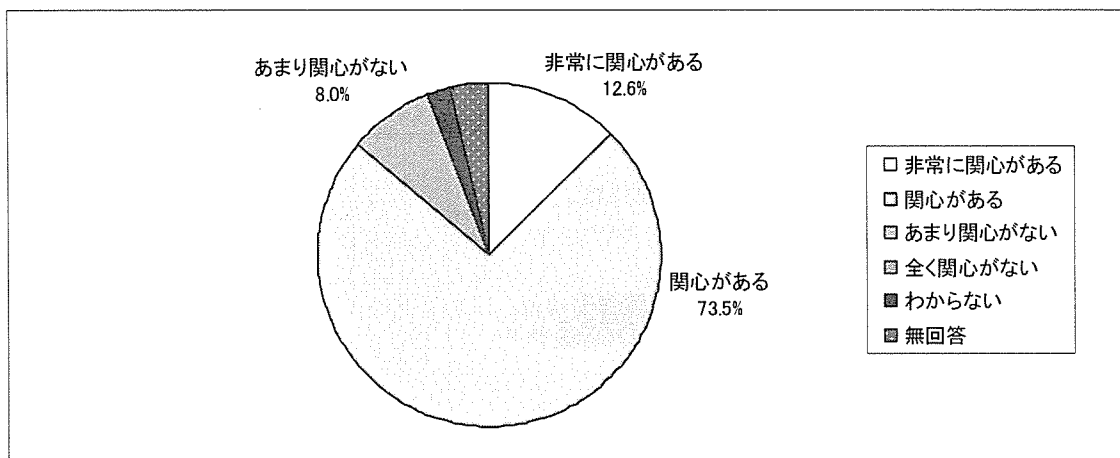


図 3-5-34 虐待問題への関心（中学校）

出典：前掲報告書

6. 援助のポイント

(1) 子どもへの援助の原則

学校と教職員は、虐待の早期発見に努力することと、虐待の疑いを抱いたときに通告することが義務付けられています。しかし、通告にあたって、虐待の確証を添える必要はありません。つまり、学校には、虐待の確証を探す義務はないのです。この点について、確実に理解をしておく必要があります。

子ども虐待を受けている可能性が高い子どもを発見するポイントについては、第3部の「2. 早期発見のポイント」に詳しく示されています。

子ども虐待は、さまざまな問題の背景として横たわる家族のありようを意味します。つまり、教師として、学校で直面するさまざまな生徒指導上の課題の背後には、「子ども虐待」という問題が潜んでいるかもしれないということを念頭においておく必要があります。

ここでは、実際に虐待を受けている子どもと関わる時のポイント、原則について述べていきます。

① 子どもの嘘を責めない

虐待を受けている子どもは、つじつまの合わない話をしたり、不自然な言い訳をしたりするなど、嘘をつくことが多いと言われています。そうした嘘の背景には、虐待の事実を親から口止めされていることや、また子ども自ら親を擁護しようという気持ちがあること、事実を話すことで親から見捨てられてしまうのではないかとの不安があることなど、子どもなりの複雑な事情・思いがあります。

虐待を受けている子どもと向き合うときには、こうした子どもが抱える背景や心理に十分配慮することが必要になります。子どもの発言の細かな部分1つひとつについて、答え合わせをするかのように尋問したり、矛盾する点を鋭く指摘したりしないようにして下さい。

大切なことは、子どもが安心・安全感をもって、事実や自分の感情を表現できる環境をまず整えてあげることだといえます。

② 他の子どもの前でのかわり

子どもは、非日常的なことに対し、敏感に疑問を持つものです。特定の子が、長い時間職員から質問を受けていたり、別室に連れて行かれたりすると、「どうして」、「なにかあったの」、「〇〇さん、どうかしたの」などと、単純に疑問を持つことがあります。ですから、虐待の対応をする際には、周りの子どもたちが不自然に思わないような環境設定をする必要があるのです。たとえば、「手伝ってほしいことがあるので、来てくれる？」と言って、当該児を教室の外に連れ出すなどです。このように虐待の対応場面を他の子どもたちに知られないように配慮するのは当然のことですが、教職員同士の情報交換の際にも注意を払

わなければなりません。教職員同士が教室内で現状確認をしたり、対策を話しあったりすると、子どもたちは敏感にその雰囲気を感じ取ります。教室では、常に子どもたちの目があることを忘れてはならないのです。また、子どもが当該児の外傷を見つけ、「〇〇さんのケガ、どうしたの?」と聞いてきても、「おうちでケガしたらしいよ」といったように、自然にさりげなく振舞うようにします。

③ 子どもの前で親のことを悪く言わない

前にも触れたとおり、子どもは例外なく親から愛されたいと強く思っています。たとえ虐待の事実が明らかであったとしても、子どもにとってはかけがえのない親ですから、そのことを否定されると子どもは深く傷ついてしまいます。ひどい虐待の状況を目の当たりにすると、親に対し腹立たしい思いがすることも理解ができますが、一方で子どもには罪はありません。また、虐待を繰り返している親の多くは、親自身も苦しんでいます。子どもがこの不幸な状況からいち早く脱するためにはどうしたらよいのか、また新たな不幸を抱え込まないようにするにはどのようにすればよいのかということを中心に考え、冷静かつ適切な支援が望まれます。

子ども虐待に対応するということは、単純に子どもを守って親を責める、ということではありません。あくまで目標は、「保護者と子どもの関係を支えること」にあることを肝に銘じたいものです。

④ 「誰にも言わないから」「親には言わないから」という約束をしない

これは、子どもから事実を聴き出そうとする際に、最も大切なことだといえます。事実関係を把握したいと焦るあまりに、つい「誰にも言わないから、先生にだけ話してごらん」といった約束をしてしまいそうになることがあります。しかし、子どもとのこの約束を守ろうとすると、その教員は通告することができないこととなります。義務にしたがって通告すれば、子どもとの約束を破ったこととなります。

話を聴いていくときには、「あなたを守り、助けるためには、他の人にも話をする必要もある」ということをきちんと伝えた方が良いでしょう。その上で、多くの人々の知恵を借りて、子どもを助けたいと思っていること、いろいろな人の助けを得ることができること、そうすることが子どもにとって最も良い方法であることについて、子どもに根気良く説明していく必要があります。

⑤ 子どもへの質問のバリエーション

子どもから話を聴く際に用いる質問には、さまざまな種類があり、それぞれ子どもに与える効果・影響が異なります。質問の種類としては、大きく次の5つに分けることができます。

- | |
|--|
| (1) 開かれた質問
(2) 特定された質問
(3) 選択肢のある質問
(4) 誘導的質問
(5) 強制 |
|--|

まず「(1) 開かれた質問」についてです。開かれた質問とは、「はい」「いいえ」では答えることができない質問です。一般的に「5W1H」と呼ばれている質問ともいえます。

このタイプの質問は、何を答えても良いという意味において、子どもに主導権を与える質問といえます。子どもの立場にすると、答えるてがかりが最も少ないタイプの質問であるともいえます。そのため、言語発達水準の低い子どもにとっては非常に答えにくい質問になってしまう一面もあります。

しかし、答えの中身については、最も信頼性の高い質問であると言われています。

ただし、5W1Hのなかで「なぜ」という質問だけは、やや例外として考える必要があります。「なぜ」「どうして」という質問に答えるためには、自分が抱えている問題について正確に理解していたり、自分が置かれている状況について現実的に把握していたりする必要があります。しかし、虐待を受けている子どもには、こうしたことを期待することは難しいといえます。「なぜ」「どうして」と質問され続けて、うまく答えることができないでいるうちに、子どもは自分が責められているような気分になってしまう可能性もあります。「なぜ」以外の「開かれた質問」を活用して、子どもに自由に話してもらうきっかけづくりをすることが大切です。

次に「(2) 特定された質問」です。典型的な質問として「はい」「いいえ」で答えられる質問があげられます。特に「お父さんに叩かれたんだよね?」「痛かったんだね?」など、状況や感情、出来事の順序などを確認するときに使われる質問です。

こうした質問は、確認を主たる目的として用いられることが多いので、こうした質問をする前に、まず前述した「開かれた質問」をして、それに対する子どもの答えを受けて、特定された質問を使うことが一般的です。

特定された質問を何問も続けることは避けた方が良いでしょう。特定された質問が連続して用いられると、質問される側は、誘導されている感覚に陥ります。一つの事実確認を終えたら、また開かれた質問をするように心がけましょう。

次に「(3) 選択肢のある質問」です。これは、開かれた質問をしても黙り込んでしまったり、うまく答えることができなかったりする子どもに対して有効な質問といえ、質問の跡に、いくつかの選択肢を添える形の質問です。

子どもは、選択肢を示されることによって、答えやすくなります。しかし、同時に、質問する（選択肢を与える）側が、答えの範囲を決めてしまうことにもなります。

例えば「このケガは、誰かに叩かれたの？お母さん？お父さん？」と子どもに質問したとします。もしも、どちらも正解だったり、またはどちらも不正解だったりする場合、子

どもはうまく答えることができなくなります。そのため、選択肢を与える場合には、子どもが置かれている状況や、起こったであろう出来事に対する深い洞察が必要になります。

選択肢を与えるといっても「叩かれたの？違うの？」という選択肢では、あまり意味がありません。これは「特定された質問」になってしまっています。

選択肢を与える質問においても、特定された質問と同様に、誘導を避けるため、連続して用いないことが大切になります。

最後に「(4) 誘導的質問」と「(5) 強制」についてです。どちらも、子どもの答えの信頼性が低くなるため、基本的には用いない方が良い質問です。

例えば「お母さんに叩かれたんでしょ？」といった質問は、誘導的質問になります。

また、「話してくれるまで、この部屋からは出れませんよ」といった言い方は、強制にあたります。

これら2つのタイプの質問を知らず知らずのうちに使わないよう、心がける必要があります。

(2) 保護者への援助の原則

子ども虐待とは、大人から子どもに対する不適切な「力の行使」です。子どもを育てる中で、大人は時として、子どもに対して強制的なかかわりをします。しかし、適切なかかわり・しつけの場合は、子どもの心の発達が歪むことがないのに対して、不適切なかかわりの中には、子どもの心身の発達が大きく歪んでしまう危険性があります。

ここでは、虐待を行っている保護者へのかかわり・援助の原則について述べていきたいと思えます。

① 子ども虐待を行う親を理解しようとする

子ども虐待を行っている親には、ある共通した特徴がみられます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 地域の中で孤立している(2) 自分や他者に対して否定的な態度をとる(3) 他者との関係がもてない(4) 子どもに関する他者の意見に被害的・攻撃的になりやすい(5) 子どもへの態度や言葉が拒否的である(6) 子どもへの扱いが乱暴であったり、冷淡である(7) 小さな子どもを残して、よく外出している |
|---|

上にあげた特徴のどれかがあてはまるからといって、イコール必ず虐待を行っているということではありませんが、虐待ハイリスク要因をもつ親として、こうした保護者については、注意深く見守る必要があるといえます。

さらに、虐待のハイリスク要因として、以下のものがあげられます。

1. 保護者の要因

- (1) 育児以外のさまざまなストレス+育児上のストレス
- (2) リストラや借金など経済的問題、生活基盤の弱さ
- (3) 望まない妊娠・出産
- (4) 若年出産
- (5) 保護者自身の精神疾患や発達障害
- (6) 保護者の人格的問題
 - ①子どもに対する不正確な認知
 - ②子どもへの依存と裏切られ感
 - ③しつけの手段としての体罰ポリシー
 - ④社会的な未成熟さ

2. 子どもの要因

- (1) 出生直後のさまざまな疾患
- (2) さまざまな障害の存在
- (3) 容貌など外見的特長
- (4) 態度や性格（頑固など）
- (5) 性別

3. 家族の要因

- (1) 夫婦の不仲、家族内の人間関係の不調（嫁姑関係、きょうだい関係など）
- (2) 夫婦役割と両親役割のバランス
- (3) 子どもとのコミュニケーションの歪み
- (4) 保護者自身の「育ち」の伝達（世代間伝達）
- (5) 近隣からの孤立、親族からの孤立
- (6) ひとり親家庭、複合世代などの問題

② 批判的態度は避けること

虐待が疑われる、あるいは虐待をしていることがわかったからといって、その保護者に対して、批判的な態度をとることは避けなければいけません。また「もっと良い親にならなさい」「こういう方法をとらなさい」といった指導的なかわりやお説教のようなメッセージについても、その効果は薄いと考える方が良いでしょう。

虐待ケースでは、多くの場合、保護者自身が、自分が不適切な親であることを自覚していたり、周囲からそのような目で見られていることに慣れてしまっていたりします。そのため、上からの目線での一方的な指導的関わりは、かえって相手を反発させ、関係が悪化し、さらにはその反発・怒りの矛先が子どもに向かう可能性も高くなります。

上に述べたように、親も子育てのなかで、さまざまな悩みや苦勞、不安を抱えていることが少なくありません。そうした親の苦しい気持ちをまず受け止めることが大切です。そのうえで、親に対して肯定的なメッセージを伝え、良好な関係を作ることが大切です。

また、子どもの怪我などに関する状況確認等の話し合いにおいても、まず保護者から説明を求める態度で臨むと良いでしょう。決めつけは良くありません。こちらが「あなたがやったんでしょ」といった先入観をもっていると保護者がそれを感じてしまった場合、話し合いをスムーズに進めることは困難になるでしょう。

さらに、その話し合いが、保護者にとって、どのような意義・メリットがあるのかについて、常に考え、伝えていくことが大切です。「用もないのに呼び出され（訪問され）、知りもしないのに説教され、最後は子どもを分離すると言われた」という事態にならないよう、話し合いを進める配慮が必要になります。

なお「虐待」という言葉そのものは、大変刺激の強い表現といえます。安易に使うことは避け、また、それ以外にも、用いる言葉には十分注意する必要があります。なるべく前向きな表現を選ぶようにするとよいでしょう。また、保護者自身から虐待の告白があったときは、「よく話してくれましたね」と受け止め、これからどうしたら良いかについて一緒に考えていこうと伝えることが大切です。

③ 学校だけで解決しようとしな

無理に「学校だけで何とかしよう」「他の機関には知らせず、ここだけで解決しよう」としないことが大切です。責任感の強い先生ほど「学校だけで対応できる限界まで、とにかく頑張る」という姿勢を示す傾向が強いかもしれません。もちろん、学校が果たすべき役割を遂行することは当然のことです。しかし、無理なことまで実行しようとするのは、望ましくありません。学校だけで解決しようとして、無理に親から事実を聞きだそうしたり、問いただしたりすることは避けた方が良いでしょう。虐待が疑われる場合は、必ず児童相談所等の専門機関や市区町村の担当課に相談してください。

児童相談所や福祉事務所への通告（相談）には、特別の手続きは必要ありません。電話、ファックス、メール、手紙等の手段でも大丈夫です。夜間や休日の相談受付窓口が設置されているところもあります。

また、今まさに子どもに深刻な危害が加えられているという場合には、まず警察（110番）に連絡して、子どもの安全を確保して下さい。

④ 通告をためらわない

学校は、伝統的に、家庭との協調によって子どもの問題に対応しようという心構えを強くもっていることでしょう。しかし、虐待を親子の利害対立の図式でのみ理解しようとすると、「家庭との協調による対応」という方向性と矛盾が生じると感じるようになります。こうしたことが、虐待通告を躊躇したり、保護者と踏み込んだ話をできなかつたりする要因になってはいないでしょうか。

学校は、虐待対応の専門機関ではありません。また、親の養育に対してその是非を判定・評価する機関でもありません。虐待対応において、学校に最も求められている役割は「家庭を支える地域資源としての役割」です。

親・家庭と学校との信頼関係は大切です。しかし、それを壊したくないから、ということをして「通告をしない理由」にしてはいけません。虐待通告は、親に対する懲罰的行為ではありません。通告とは、親子の関係を救うための行動です。